

中村会計だより 11月号



TKC経営支援セミナー2012 開催報告

非常に多くの方に、ご参加いただきTKC経営支援セミナー2012を開催することができました。誠にありがとうございました。 セミナー参加者73名(関与先企業様50社 66名)

第1部講演「決算書で自社を語ろう！～自社を数字で語れる経営者になるために～」
講師 所長 中村利明

中小企業を取り巻く金融環境

我が国の中小企業者数は、減少している。(平成13年469万社 平成18年420万社)
また、中小企業の75%が赤字である。(国税庁直接税統計情報より)そのため、資金の借入に際してセーフティネット保証や東日本大震災復興緊急保証などの信用保証制度の活用が欠かせない。

中小企業施策の変化と求められる経営者像

中小企業への施策は、「弱い企業を助ける」から「頑張る企業を応援する」に変化している。そのため、金融機関に対して担保・保証主義から決算書担保主義の融資姿勢が要求され、経営者には**財務経営力**と**資金調達力**が求められる。

財務経営力・資金調達力を強化するには

- | | | |
|--------------------|---|---------------------------|
| 1. 自ら記帳(適時・正確な記帳) | → | タイムリーな情報こそ、経営者にとって必要な情報 |
| 2. 月次決算(経営課題の把握) | → | 決算書を読み経営成績や財政状態を数字で把握 |
| 3. 管理会計(経営革新・経営改善) | → | 経営課題の把握と検討、自社の強み、弱みを数字で把握 |
| 4. 未来会計(経営計画・資金計画) | → | 経営計画書を作成し、PDCAサイクルの実践 |
| 5. 外部報告(説明能力の向上) | → | 経営状況や課題の対策を自ら、社長自身の言葉で説明 |

**第2部ビデオ講座 「めざせ、自立型経営！
財務経営力強化で資金調達力を身につけよう」**



**第3部講演 「金融機関との上手な話し方」
講師 監査部長 森下雅文**

金融機関が置かれている状況

金融機関は中小企業に対して融資を行いたいですが、融資ができない理由として4つの問題がある。

- ・ 経済環境からくる問題
- ・ 経営者の問題
- ・ 決算書の信頼性等の問題
- ・ 金融機関の問題

これらの問題の改善が融資に繋がる。

融資を受ける時・受けた後のポイント

- ・ 日頃から自社の情報を積極的に伝え金融機関と信頼関係を築く。
- ・ 経営者自身が**資金の必要性**、**資金使途**、**償還財源**、**返済根拠**を説明する。
- ・ **正確な月次決算に基づいた試算表を毎月提出する。**
- ・ 決算報告は経営者自ら支店に赴き、自分自身の言葉で業績や今後の事業の展望の説明をする。

<勝ち残る中小企業になるために>

経費に占める固定費の割合を抑えて、借入金を返せる状態にしておく。
また、営業キャッシュフローを残し、長期不況・デフレ時代に耐えられる経営を目指す。

年末調整



介護医療保険料控除制度を活用しましょう

平成 24 年以降適用の税制改正の主なものとして、中村会計だより 9 月号で紹介した「**介護医療保険の保険料控除の創設**」があります。平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した一定の介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、**4 万円（住民税は 2.8 万円）を限度とした所得控除制度**が創設されました。新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等）のうち、介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約、又は特約に基づいて支払った保険料等については、介護医療保険料控除の対象となります。

J タイプ登場（TKC 企業防衛制度） 介護医療保険料控除の対象

重大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）による生存リスクから守ります！！

ポイント 所定の**重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）**による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金**を支払います。

ポイント 約款所定の**高度障害状態**または不慮の事故による**身体障害状態**になられた場合、以後の**保険料払込は不要**です。

扶養控除申告書は正確に記入しましょう

（16 才未満の扶養親族の記入欄は平成 23 年より改正されています。）

扶養親族とは、その年の 12 月 31 日現況で、次の四つの要件がすべて当てはまる人です。

配偶者以外の親族（6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人。

青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給付の支払いを受けていない事又は白色申告者の事業専従者でないこと。

納税者と生計を一にしている事。

年間の合計所得金額が 38 万円以下である事。

合計所得金額とは、全ての所得が対象ですので、株式の売買や保険の満期があった場合には、特に注意が必要です。

今月のご案内

給与や税理士報酬等に復興特別所得税 2.1% が付加されます

平成 25 年 1 月より、復興特別所得税の実施に伴って、現行所得税に対して 2.1% の復興所得税が付加される事となります。これにより、源泉所得税を徴収する際に、復興所得税を合わせて徴収する事になるため、給与や報酬を支払っている事業主様は、注意が必要です。（平成 24 年 12 月 31 日まで）

経営者塾の開催のお知らせ

「短期集中 2 日間（土日）コース」が 11 月 17、18 日に開催されます。内容は決算書の見方、経営分析などについて講義を行います。また、12 月 1 日にも、「短期集中 1 日（土）コース」が開催され、内容は、戦略戦術論と経営計画の立て方について講義を行います。詳しくは、監査担当者にお尋ねください。